平成２６年（フ）第１８号
千葉県君津市長谷川419番地
破産者　小曽根和夫（旧姓山口）
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１３２号
愛知県春日井市東野町10丁目17番地１　ライオンズガーデン春日井東野町202号室
破産者　清水　和男
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７１号
札幌市中央区南21条西15丁目１番１―203号
破産者　諏佐　富男
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５４５号
北海道千歳市文京１丁目２番地の３　Ｗｉｎｇ13―218号
破産者　蔵谷　秀徳
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３号
栃木県日光市瀬尾484番地１、開始決定時の住所福島県南会津郡南会津町田島字中町甲3918番地８
破産者　浅井　浩志
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
群馬県前橋市堤町499番地２
破産者　五十嵐　光
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５号
群馬県渋川市渋川3819番地７　木村アパート
破産者　山口　芳江
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４１９号
名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地の６　アーバンラフレ鳴海４号棟104号
破産者　村橋　一雄
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６号
京都市伏見区淀新町589番地、開始決定時の住所京都市伏見区淀際目町596番地の35
破産者　柳製作所こと　柳　　源基
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
岡山県笠岡市関戸1216番地、開始決定時の住所岡山県倉敷市庄新町４番６―14号
破産者　田原　駿一
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
岡山県笠岡市関戸1216番地、開始決定時の住所岡山県倉敷市庄新町４番６―14号
破産者　田原　光枝
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘２丁目４番地
破産者　松澤　千秋（旧姓宮脇）
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
北海道帯広市西24条南２丁目12番地39
破産者　銀座まるかん北海道直販こと　浦畑季未子
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
青森市大字浦町字奥野331番地23　泰平荘１号
破産者　芳田　千春
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
青森県八戸市小中野８丁目10番24号
破産者　中村　宣義
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
岩手県一関市千厩町千厩字北方11番地11、旧住所岩手県宮古市宮町２丁目３番３号
破産者　早野　克明
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第４６号
岩手県陸前高田市竹駒町字細根沢53番地
破産者　熊谷　　進
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部